令和８年９月 17 日

各事業者団体、小売事業者、システムメーカー　各位

経済産業省

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの円滑な実施に向けた協力依頼について

平素より政府の経済産業政策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和８年９月 15 日に、飲食料品に係る二年間の消費税率の臨時的な引下げ等を内容とする「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されました。

経済産業省としては、これまで、消費税率の変更に柔軟に対応できるスマートレジシステムの導入を進めるため、デジタル化・AI 導入補助金における優先採択の対象とするなどの取組を進めてまいりました。大綱の決定を受けて、令和８年９月 15 日以降、事前に補助対象となるスマートレジの導入や POS レジの改修等を行っていただき、事後に補助金を申請することができる「事前着手制度」を措置します。

また、国税庁において、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに関する Q&A やパンフレット等が公表されております。

消費税率の臨時的な引き下げの円滑な実施に向けて、飲食料品を扱う小売事業者やそれらに関連するシステムメーカー、関係団体におかれましては、これらの支援施策や広報資料も活用いただきつつ、消費税率の臨時的な引き下げの円滑な実施に向けて、下記の事項のとおりご協力をお願いいたします。

記

１．中小企業団体等、関係団体における会員企業等への周知

消費税率の臨時的な引き下げの円滑な実施に向けて、補助金等の支援施策に関する情報や、国税庁等が作成した制度の詳細に関する各種広報資料、Q&A、ウェブサイト、相談窓口等について、会員企業等に対する周知をお願いいたします。

具体的には、

①スマートレジシステムをデジタル化・AI 導入補助金の優先採択の対象とするとともに、実機体験会の開催等を通じて、その普及促進に取り組んでおります。また、デジタル化・AI 導入補助金では、令和８年９月 15 日以降に実施したスマートレジの導入や POS レジの改修等について事後申請を可能とする「事前着手制度」を措置します。中小企業、小規模事業者等の皆様が、将来的な税率変更にも柔軟に対応できるスマートレジシステムの導入について積極的に御検討いただけるよう、補助金等に関する周知をお願いいたします。

②今般の大綱では、簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例や価格表示に関する経過的な取扱い等に関する改正案が示されております。国税庁ホームページの「消費税率引下げ特設サイト」において、法案が可決・成立した場合を見越したリーフレット、Q&A、相談窓口等が示されておりますので、改めて広報資料の配布や周知をお願いいたします。

２．小売事業者における早期検討・計画的な準備・着手

飲食料品を取り扱う小売事業者の皆様におかれましては、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに伴い、レジ、会計システム等の改修等、準備が必要となります。すでに改修に着手されているとの一部事業者のお声も伺っておりますが、関係府省庁の作成した広報資料等を参照しつつ、必要となる対応内容やスケジュールを踏まえ、計画的に検討・準備・着手を進めていただきますよう改めてお願いいたします。

また、本通知を関係するシステムメーカーへ共有するなど、適切な連携を図っていただくよう、お願いいたします。

３．システムメーカーにおける顧客等へのご協力

（１）既存システムの改修への最大限の協力

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについては、既存のターミナル POS レジ、基幹システム、税率計算と関連するその他税務や会計等のシステムの改修により対応する事業者も多数見込まれます。システムメーカーの皆様におかれましては、顧客事業者からの相談に早期に応じ、必要な改修内容、費用、スケジュール等を分かりやすく提示するとともに、改修要員及び体制の確保や作業の効率化を図り、期日までに必要な対応を完了できるよう、顧客事業者のシステム改修に対し、可能な限り最大限の御協力をお願いいたします。

（２）顧客対応に必要となる広域的な体制の構築

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの対応を必要とする事業者が広く存在することから、広域的な対応が可能となる体制の構築をお願いいたします。特に、飲食料品に係る国内全ての地域の事業者が対応できるよう、広域的な顧客対応ができるよう努めていただきますようお願いいたします。
また、スマートレジシステムメーカーにおいては、全国各地で幅広くサービスや周辺機器等の販売ができるよう努めていただけますようお願いいたします。

（３）支援策の周知およびスマートレジシステムの普及促進

経済産業省・中小企業庁では、スマートレジシステムをデジタル化・AI 導入補助金の優先採択の対象とするとともに、実機体験会の開催等を通じて、その普及促進に取り組んでおります。また、デジタル化・AI 導入補助金では、令和 8 年 9 月 15 日以降に実施したスマートレジの導入や POS レジの改修等について事後申請を可能とする「事前着手制度」を措置します。システムメーカーの皆様におかれましては、顧客事業者に対し、当該支援策やスマートレジシステムの機能・導入効果について分かりやすく情報提供いただきますようお願いいたします。

（４）万全のサポート体制の構築

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに伴い、システム改修後も販売元のサポートが必要となる場面が多々生じることが予想されます。販売後にも手厚く万全のサポートが提供できるよう、サポート体制の構築に努めていただけますようお願いいたします。

（５）中小企業団体等との連携・協力

各地の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、事業協同組合、商店街、各種業界団体、よろず支援拠点等と連携・協力し、消費税率の臨時的な引き下げに伴う、中小企業・小規模事業者の対応を支援していただけますようお願いいたします。

例えば、団体等の要請に応じて、団体等が実施する中小企業・小規模事業者向けの説明会へ説明者を派遣し、会場にブースを設置するなどして、スマートレジシステム説明や紹介を積極的に実施いただけますようお願いいたします。

【参考】補助金等支援施策に関する概要資料、制度の詳細に関する広報資料

○「デジタル化・AI 導入補助金」チラシ（2026 年 9 月 15 日）（別添）

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support/hojyokin/digital_ai_shohizei.pdf

○経済産業省 HP　中堅小売事業者に対する支援施策

URL: https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/260915_shohizeitaiou.html

※事業者に対する支援施策については、経済産業省・中小企業庁ＨＰ等にて順次公表予定です。

○国税庁 HP　「消費税率引下げ特設サイト」

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/zeiritsuhikisage.htm

《掲載している資料》

・「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて（令和８年９月）」（リーフレット・２頁）
・「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて（令和８年９月）」（パンフレット・８頁）
・「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げに関するＱ＆Ａ（令和８年９月）」
・「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて（令和８年９月）」（説明動画・３分）

○国税庁・消費税軽減税率・インボイスコールセンター

専用ダイヤル　0120-205-553

受付時間　　9:00～17:00　土日祝除く

以上

【担当】

中小企業庁 事業環境部 財務課

経済産業政策局 企業行動課

商務・サービスグループ 流通政策課

商務情報政策局 ＡＩ産業戦略課